

市指定ごみ袋に関する臨時措置期間を延長します

指定ごみ袋の品薄状態が解消されない店舗が見られることから、臨時措置期間を延長します。

1 臨時措置期間

延長前 6月末日頃まで

延長後 7月31日（金）まで

2 臨時措置の内容（参考） ※期間の延長以外は変更なし

前橋市指定ごみ袋を使用することを基本としますが、指定ごみ袋を入手することが困難な場合には、市販の透明又は半透明の袋を使用できます。

3 指定ごみ袋の生産状況

指定ごみ袋は複数の事業者により製造されており、例年並みの数量が供給される見込みに変わりありません。

できるだけ多くの方が購入できるよう、引き続き必要な分だけの購入を呼びかけます。

本件に関するお問い合わせ先

ごみ政策課 ごみ減量係

電 話

内線 / 3272

外線 / 027-898-6272